

第 1 部

総 説

第1章 平成24事務年度（平成24.7.1～平成25.6.30）の主要事項

1 東日本大震災への対応

(1) 国税の申告・納付等の期限の延長

平成23年3月12日に、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の国税に関する申告・納付等の期限を延長（地域指定）する旨公表した（3月15日告示）。

これらの地域については、被災後の状況などを踏まえ、段階的に延長期限の期日を指定しているが、福島県の原子力発電所周辺の市町村については、引き続き期限が延長されている。

(2) 確定申告期の仙台国税局支援

平成24年分確定申告期においては、平成23年分確定申告期に引き続き、特に被害の大きかった仙台国税局における申告・相談体制に万全を期するため、平成25年3月4日から3月15日までの間、仙台国税局管内署に東京国税局及び関東信越国税局の職員を延べ400名派遣するとともに、東京国税局の税務相談官延べ100名が仙台国税局管内納税者からの電話相談に応じた。さらに、札幌国税局及び金沢国税局においては、東京国税局から転送されてきた電話相談に応じることで、間接的な支援を行った。

(3) 酒類業関係

平成23事務年度に引き続き、被災した酒類製造場等に対する免許手続の簡素化や被災酒類に係る酒税相当額の還付手続等の弾力的な取扱いを実施した。

また、中小酒類業者が活用可能な各種施策について引き続き情報提供を行うとともに、関係行政機関と協調して各種相談に対応した。

さらに、酒類の安全性確保のため酒類等の放射性物質に関する調査を引き続き実施した。

2 改正国税通則法への対応

平成23年度税制改正において、納税環境整備の一環として国税通則法が改正され、調査手続の透明性と納税者の予見可能性を高めるなどの観点から、税務調査手続について従来の運用上の取扱いが法令上明確化されるとともに、不利益処分等に対する理由附記の実施が定められ、平成25年1月1日から施行（ただし、個人の白色申告者などに係る理由附記については、平成25年において記帳・帳簿等保存義務が課されている者などを除き、平成26年1月1日以後に行う処分から適用）することとされた。

このため、改正国税通則法施行後の税務調査手続などを適正かつ円滑に実施する観点から、全職員に対して改正に関する職場研修を実施した上で、平成24年10月から12月までの間、改正国税通則法施行後に実施することとなる一部の手続について、先行的な取組を行った。

また、改正国税通則法に新たに設けられた税務調査手続に関する規定の取扱い等を定めるため、法令解釈通達を制定するとともに、法令を遵守した適正な調査が行われるよう「調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について」を定め、職員に対して指示した。

なお、改正の概要等を解説したパンフレットを作成して税務署窓口等に設置したほか、国税庁ホームページに専用ページを設けて、法令解釈通達等とともに掲載するなど、改正事項の納税者への周知にも取り組んだ。

改正国税通則法施行後においては、調査
手続の透明性と納税者の予見可能性を高め
るなどの改正の趣旨を踏まえ、法令等に基
づき適正に税務調査手続を履行し、円滑な
調査の実施に努めた。

3 日本産酒類の輸出環境整備

国税庁では、日本産酒類の輸出に対して
障壁となる外国の制度・規制について、関係
府省等と連携しながら国際交渉等の場を利
用しつつ、その見直しに向けた取組を行っ
ている。

主なものとして、福島第一原子力発電所
の事故を受け措置された、我が国からの食
品等に対する輸入規制への対応が挙げられ
る。具体的には、日本産酒類に対する規制
の解除・緩和に向け、独立行政法人酒類総
合研究所の分析・研究結果などを活用しつ
つ、外務省を通じて外国政府等に働きかけ
を行い、これまでに EU、ブラジル、マレー
シア、ロシアにおいて規制の解除・緩和が
なされた。

また、総理の外遊やダボス会議等の国際
会議の際、農林水産省、官邸国際広報室等
の関係府省が実施する食の発信イベントに
併せ、酒類の製法・品質に対する知見に優
れた国税庁技術系職員を派遣し、日本産酒
類の広報を行った。

さらに、輸出に対する酒類業者のニーズ
把握や情報提供を目的として、各国税局・
沖縄国税事務所において、輸出に関するア
ンケートや輸出セミナーを実施した。

4 外国税務当局との執行協力の促進

情報交換の重要性について世界的に認識
の高まる中、我が国においても租税条約・
協定の締結や、情報交換に関する国際基準

への適合を目的とした条約改正が引き続き
進められた。平成24事務年度には、リヒ
テンシュタイン、クウェートとの租税条約・
協定が発効し、平成25年6月現在、発効済
みの租税条約・協定は55、適用対象国・地
域は66か国・地域に増加している。

こうした情報交換ネットワークの拡大等
を背景に、情報交換ミーティングの実施、
国際タックスシェルター情報センター
（JITSIC）の活用、相手当局の部内保有情
報を対象とした情報交換の実施等を通じて、
事案内容に応じた情報交換実施手法の開
発・利用を進めた。

さらに、日米両国の査察部門が並行して
査察調査を行うための、日米同時査察調査
実施取決めについて、平成24年7月に合意
した。

5 国税電子申告・納税システム（e-Tax）の 普及及び定着に向けた取組

国税電子申告・納税システム（e-Tax）に
ついては、平成24年5月に策定した国税庁
における「業務プロセス改革計画」（以下
「改革計画」という。）に基づき、その普及
及び定着を国税庁における当面の最重要課
題の一つと位置付け、各種施策に取り組ん
だ。

具体的には、関係民間団体と連携しつつ
納税者への個別勧奨や税理士に対する代理
送信の協力要請を行うとともに、贈与税申
告のe-Tax対応を実施したほか、受付時間
について、以前から行っている確定申告期
の24時間受付及び法人税等の申告が集中す
る5月末の受付時間の延長に加え、平成24
事務年度においては、8月末及び11月末の
受付時間を延長するなど、利用者利便の向
上に取り組んだ。

これらの結果、改革計画において設定した成果指標の実績値は、いずれも平成23年度を上回ることとなった。

また、平成24年9月には、政府全体の方針を踏まえて、国税庁におけるオンライン利用の範囲の見直しを行い、オンライン利用が可能な国税関係の888手続のうち、オンラインだけでなく書面も含めて利用のないなどの528手続について、オンラインの利用を停止した。

さらに、平成25年3月には、改革計画について、行政運営の効率化に関する指標として「事務処理（削減）時間」を新たに設定するとともに、法人税申告等12手続のオンライン利用率の平成25年度における目標を72%から76%へ引き上げるなどの改定を行った。

6 消費税法の改正等について

平成24年8月に公布された「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税率の二段階にわたる引上げを含む消費税法の改正が行われた。

その後、平成25年3月に関係政省令の改正が行われ、税率の適用に関する経過措置など改正内容の詳細が定められたことから、事業者向けの改正概要の周知用リーフレットを作成し税務署へ配備したほか、経過措置に関する法令解釈通達を公表するなど広報周知に努めた。

第2章 租税収入状況

第1節 経済概況

我が国の平成24年度の経済動向については「平成25年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成25年2月28日閣議決定）」において「東日本大震災からの復興需要や政策効果の発現等により、夏場にかけて回復に向けた動きが見られた。しかしその後、世界経済の減速等を背景として輸出や生産が減少するなど、景気は弱い動きとなり、底割れが懸念される状況となった。

こうした状況に対し、政府は、平成25年1月に「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を策定した。本対策による政策効果に加え、世界経済の緩やかな持ち直しが期待されることから、我が国経済は緩やかに回復していくと見込まれる。」とされている。

なお、平成24年度における主要経済指標は以下のとおりである。

1 国内総生産

平成24年度の実質国内総生産は、実額で519.7兆円（平成23年度513.7兆円）、成長率は1.2%増（平成23年度0.3%増）となった。

名目国内総生産は、実額で474.6兆円（平成23年度473.3兆円）、成長率は0.3%増（平成23年度1.4%減）となった。

2 個人消費

平成24年度の実質民間最終消費支出は、実額で309.7兆円（平成23年度304.7兆円）、前年度比1.6%増（平成23年度同1.6%増）となった。

3 住宅投資

平成24年度の新築住宅着工件数は89.3万戸（平成23年度84.1万戸）で前年度比6.2%

増（平成23年度同2.7%増）となった。

実質民間住宅投資は、実額で13.7兆円（平成23年度13.0兆円）、前年度比5.3%増（平成23年度同3.7%増）となった。

4 設備投資及び鉱工業生産

平成24年度の実質民間企業設備投資は、実額で66.5兆円（平成23年度67.4兆円）、前年度比1.4%減（平成23年度同4.1%増）となった。

鉱工業生産指数は95.8（平成23年度98.7）となり、前年度比2.9%減（平成23年度同0.7%減）となった。

5 国際収支

平成24年度の輸出は、通関額（円ベース）で、実額で63.9兆円（平成23年度65.3兆円）、前年度比2.1%減（平成23年度同3.7%減）となり、輸入は実額で72.1兆円（平成23年度69.7兆円）、前年度比3.5%増（平成23年度同11.6%増）となった。

この結果、平成24年度の貿易収支（国際収支ベース）は6.9兆円の赤字（平成23年度3.5兆円の赤字）、経常収支は4.4兆円の黒字（平成23年度7.6兆円の黒字）となった。

6 労働力需要

平成24年度の有効求人倍率は0.82倍（平成23年度0.68倍）と0.14ポイント上昇し、完全失業率は4.3%（平成23年度4.5%）と0.2ポイント低下した。

7 物価動向

平成24年度の国内企業物価指数は100.5（平成23年度101.6）となり、前年度比1.1%減（平成23年度同1.4%増）となった。

消費者物価指数（除く生鮮食品）は99.6（平成23年度99.8）となり、前年度比0.2%減（平成23年度同0.0%）となった。

第2節 租税収入状況

1 平成24年度一般会計「租税及び印紙収入」収入状況

平成24年度一般会計「租税及び印紙収入」（以下「一般会計分税収」という。）の決算額は、43兆9,314億円であり、予算額（補正後予算額。以下同じ。）42兆6,070億円に対して1兆3,244億円（3.1%）の増収となり、前年度の決算額42兆8,326億円に対して1兆988億円（2.6%）の増収となった。

一般会計分税収の主な特色は次のとおりである。

- (1) 源泉所得税及び申告所得税の一般会計分税収に占める割合（決算額ベース）は31.9%と前年度の31.5%を上回っており、一方、法人税の一般会計分税収に占める割合は22.2%と前年度の21.8%を上回った。
- (2) 直接税（源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税及び地価税並びに復興特別所得税及び復興特別法人税）の特別会計分を含む税収総計に占める割合（決算額ベース）は55.2%と前年度の53.8%を上回った。

2 主要税目別収入状況（平成24年度一般会計分）

(1) 源泉所得税

源泉所得税の決算額は、11兆4,725億円であり、予算額に対して2,685億円（2.4%）の増収、前年度決算額に対して4,617億円（4.2%）の増収となった。

(2) 申告所得税

申告所得税の決算額は、2兆5,120億円であり、予算額に対して1,230億円（5.1%）の増収、前年度決算額に対して545億円（2.2%）の増収となった。

(3) 法人税

法人税の決算額は9兆7,583億円であり、予算額に対して7,663億円（8.5%）の増収、前年度決算額に対して4,069億円（4.4%）の増収となった。

(4) 相続税

相続税の決算額は、1兆5,039億円であり、予算額に対して1億円の減収、前年度決算額に対して296億円（2.0%）の増収となった。

(5) 消費税

消費税の決算額は、10兆3,504億円であり、予算額に対して344億円（0.3%）の増収、前年度決算額に対して1,558億円（1.5%）の増収となった。

(6) 酒税

酒税の決算額は、1兆3,496億円であり、予算額に対して106億円（0.8%）の増収、前年度決算額に対して197億円（1.4%）の減収となった。

(7) 揮発油税

揮発油税の決算額は、2兆6,219億円であり、予算額に対して109億円（0.4%）の増収、前年度決算額に対して265億円（1.0%）の減収となった。

